

小清水町告示第12号

特定建設工事共同企業体の資格審査等について

本町が特定建設工事共同企業体に発注する工事及び共同企業体の申請、資格認定に関する事項を次のとおり定める。

令和3年3月16日

小清水町長 久保 弘志

記

1 工事名 農業振興拠点施設建設工事（電気設備）

2 工事場所 小清水町南町1丁目693番地の1

3 工事概要

- (1) 発注時期 令和3年4月中旬を予定
(2) 工期 令和3年議会の議決日の翌日から令和4年3月を予定
(3) 概要 鉄筋コンクリート造 2階建

床面積	延床面積	1,745.48 m ²
	(内訳)	1階 1,356.16 m ²
		2階 389.32 m ²
	建築面積	1,437.05 m ²

4 資格申請の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和3年3月17日（水）から 令和3年3月30日（火）まで
（土・日曜日、祝祭日は除く。）
(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）
(3) 受付場所 小清水町役場建設課建設係

5 要件等

(1) 構成員の数 2社または3社 自主結成とする。

(2) 組合せ Aランク+Aランク または Aランク+Bランク

- ・北見市、網走市、美幌町、大空町、斜里町、清里町、小清水町内に本社を有する者
- ・令和3・4年度小清水町競争入札参加資格審査申請において、電気設備業種の登録があり、本町認定のランクがAまたはB等級に該当する者
- ・入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

(3) 技術的要件 すべての構成員が次の各号の要件を満たすものとする。

一 当該工事と同種の工事について元請としての施工実績を有すること。

ただし、元請けとしての施工実績のない構成員で当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合にあっては、下請としての施工実績を有することでも足りるものとする。

二 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

三 工事1件の請負代金の額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額にあっては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

(4) 出資比率要件

一 2社の場合 30パーセント以上

二 3社の場合 20パーセント以上

(5) 代表者

代表者は、構成員において決定された者とする。ただし、等級の異なる者による組合せの場合は上位等級の者とする。

6 認定資格の有効期間

認定資格の有効期間は工事の請負代金の支払いが完了したときまでとする。ただし跡請保証を付している場合にはその期間満了後検査に合格したときまでとする。

7 対象工事及び共同企業体結成に係る問い合わせ先

- ・小清水町役場建設課建設係 電話 0152-62-4475（課直通）